

記入例 退職して普通徴収に切り替える場合

御注意
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「特別徴収義務者指定番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された「指定番号」を記載してください。
「特別徴収義務者指定番号」の欄には、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

給与支払報告 給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄		☐ 新AD	☐ 現AD	☐ LAN	☐ リスト
年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		

給与所得者	牛久 市区町村長殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒300-1234 牛久市中央6-1-1	特別徴収義務者指定番号	0001234567				
	令和〇〇年 9 月 3 日提出	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ	担連	所属	経理係			
		氏名又は名称	(株)〇×商事	当絡	氏名	牛久 二郎			
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	者先	電話	029-873-0000 内線 ()			
給与所得者	フリガナ	ウシク サブロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名	牛久 三郎	120,000 円	6 月から	10 月から	〇 年	1 1. 退職・長期欠付 2. 死亡 3. 転職 4. 合併 5. 支払少額 6. 合 併 7. そ の 他 (事由・理由)	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	生年月日	〇〇 年 1 月 23 日		9 月まで	5 月まで	8 月			
	個人番号								
	受給者番号	1 2 3 4 5							
1月1日現在の住所	牛久市中央6-2-2								
異動後の住所				40,000 円	80,000 円	31 日			

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先では月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。 月 日までに通知が必要	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号
	所在地	〒	担当者連絡先
	フリガナ		氏名
	氏名又は名称		電話
内線 ()			納入書の要否 ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
	☐ 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	月 日	円

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	☐ 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	☐ 2. 令和 年 5 月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため	
	☐ 3. 死亡による退職であるため	

記入例 退職して一括徴収する場合

御注意
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「特別徴収義務者指定番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された「指定番号」を記載してください。
「転勤・再就職等により、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合」には「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
「一括徴収すること」が義務づけられています。

給与支払報告 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄		☐ 新AD ☐ 現AD ☐ LAN ☐ リスト	
年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
牛久 市区町村長殿		令和〇〇年 9 月 3 日提出	
給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒 300-1234 牛久市中央 6-1-1	
フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ	
氏名又は名称		(株)〇×商事	
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
フリガナ		ウシク サブロウ	
氏名		牛久 三郎	
生年月日		〇〇 年 1 月 23 日	
個人番号			
受給者番号		1 2 3 4 5	
1月1日現在の住所		牛久市中央 6-2-2	
異動後の住所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)		120,000 円	
(イ) 徴収済額		6 月から 8 月まで 30,000 円	
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		9 月から 5 月まで 90,000 円	
異動年月日		〇 年 8 月 31 日	
異動の事由		1. 退職・長期欠勤 2. 転勤・解雇 3. 死亡 4. 合併 5. 支払少額 6. その他 (事由・理由)	
異動後の未徴収税額の徴収方法		2. 一括徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続			
2. 一括徴収			
3. 普通徴収 (本人納付)			
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先では月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 納入します。 日までに通知が必要	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号	
所在地		〒	
フリガナ		担当者連絡先 所属 氏名 電話	
氏名又は名称		内線 () 納入書の要否 ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合		理由 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	
徴収予定月日		9 月 20 日	
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		90,000 円	
左記の一括徴収した税額は、		9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
3. 普通徴収の場合		理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	
※市町村記入欄			

記入例 転勤して特別徴収を継続する場合

御注意
黒のボールペン又はハインで記載してください。
「特別徴収義務者指定番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された「指定番号」を記載してください。
転勤・再就職等により、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄		☐ 新AD ☐ 現AD ☐ LAN ☐ リスト	
年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
牛久 市区町村長殿		令和〇〇年 8 月 31 日提出	
給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒300-1234 牛久市中央6-1-1	
フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ	
氏名又は名称		(株)〇×商事	
個人番号又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	
特別徴収義務者指定番号		0001234567	
担連		所属 経理係	
当絡		氏名 牛久 二郎	
者先		電話 029-873-0000 内線 ()	
フリガナ		ウシク サブロウ	
氏名		牛久 三郎	
生年月日		〇〇 年 1 月 23 日	
個人番号			
受給者番号		12345	
1月1日現在の住所		牛久市中央6-2-2	
異動後の住所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)		120,000 円	
(イ) 徴収済額		6 月から 8 月まで 30,000 円	
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		9 月から 5 月まで 90,000 円	
異動年月日		〇 年 8 月 31 日	
異動の事由		1. 退職・長期欠勤 2. 転勤・解雇 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 合算 7. その他 (事由・理由)	
異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先では月割額 10,000 円を 9 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。 9 月 15 日までに通知が必要	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者指定番号 0009876543 (新規) 法人番号	
所在地		〒300-1234 牛久市中央6-1-1	
フリガナ		マルバツフドウサン カブシキガイシャ	
氏名又は名称		〇×不動産 株式会社	
担当者連絡先		所属 人事部 氏名 牛久 花子 電話 029-873-xxxx 内線 ()	
新しい勤務先		受給者番号 123 ※電子受信の場合は必須 納入書の要否 2 (右から番号を記入) 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合		理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため 徴収予定月 月	
3. 普通徴収の場合		理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) に 3. 死亡による退職であるため	

必ずしも同月の必要はありません。税額通知の発送は、市が届出書を受領してから1ヶ月程度要します。事業所で徴収可能な、余裕を持った月を記入してください。

必ず記入してください。